

## 浜松湖西豊橋道路の都市計画原案に関する 公聴会の開催について

浜松市では、関係機関と連携し、浜松湖西豊橋道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きを進めており、この手続きにあたり、都市計画の原案に係る公聴会を下記のとおり開催します。

### 1 公聴会の開催について

#### (1) 日時

- ・令和8年3月13日（金）15時00分～

#### (2) 会場

- ・浜松市役所北館1階101会議室

※参加申し込み不要

※公述の申出が申出期間になかった場合は公聴会を中止します。

開催の有無については、下記「4 浜松市HPでのご案内」よりホームページをご確認いただくか、「5 問い合わせ先」までお問い合わせください。

### 2 都市計画原案の閲覧について

#### (1) 閲覧期間

- ・令和8年2月20日（金）～3月6日（金）の8時30分～17時15分（閉庁日を除く）

#### (2) 閲覧場所

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課（浜松市中央区元城町103-2 本館6階）
- ・浜松市 三ヶ日支所（浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1）

※浜松市HPでも閲覧できます。

### 3 公述の申出手続きについて

#### (1) 公述申出

公聴会で意見を述べたい方は、公述申出書（様式第1号）に必要事項を記載し、別紙に意見の要旨及びその理由を記載したものを添付してご提出ください。また、文書による意見の提示を希望するときは文書による意見提示申出書（様式第2号）、代理人による発言を希望するときは代理人による意見陳述申出書（様式第3号）を公述申出書と併せてご提出ください。

※同様の意見を有する方が多い場合は、人数及び時間を制限することがあります。

※公述申出に必要な様式は、浜松市HPからダウンロードいただけます。

#### (2) 申出期間

- ・令和8年2月20日（金）～3月6日（金）の8時30分～17時15分

(3) 提出方法及び提出場所

申出期間内に持参、郵送のいずれかにて、ご提出ください。

<持参の場合> (閉庁日を除く)

下記の窓口にご提出ください。

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課 (浜松市中央区元城町 103-2 本館 6階)
- ・浜松市 三ヶ日支所 (浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 500-1)

<郵送の場合> (申出期間内必着)

下記の宛先にご郵送ください。

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課 宛  
(〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 本館 6階)

4 浜松市HPでのご案内

公聴会等の詳細については、下記のホームページからご確認ください。

- ・市HP 「浜松湖西豊橋道路の都市計画決定及び環境影響評価に関する手続きについて」

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/tosike/urbanplanning/doro.html>

▼二次元コード



5 問い合わせ先

(公聴会等の都市計画手続きについて)

浜松市 都市整備部 都市計画課 TEL: 053-457-2371

Mail: toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(浜松湖西豊橋道路の概要について)

浜松市 土木部 道路企画課 TEL: 053-457-2427

Mail: dourokikaku1@city.hamamatsu.shizuoka.jp